(目的)

第1条 この規程は近藤記念財団 (以下、「当財団」という。) の定款第13条 (評議員に対する報酬等)、 第26条 (報酬等) に基づき、理事・監事・評議員に支払う報酬等と費用に関して規定する。

(定義)

- 第2条 この規程において、各用語の意義は以下の各号に定めるところによる。
  - (1) 役員とは、理事および監事をいう。
  - (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。 費用とは明確に区分されるものとする。
  - (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費、交通費、手数料等の経費をいう。

## (報酬等の支給)

- 第3条 当財団の役員、評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
  - (1) 評議員の報酬は、定款第13条に定める金額の範囲内で、下表に基づき支給する。

役職	報酬內容	年度総額
評議員	会議出席の都度、一人当たり 20,000円	定款第13条に定める年度総額(合計)
	同一日に会議が複数回あった場合は一	500,000円
	回とする	

(2) 役員の報酬は、下表に基づき、年度総額の範囲内で支給する

役職	報酬内容	年度総額 (合計)
理事、監事	会議出席の都度、一人当たり 20,000円	800,000円
	同一日に会議が複数回あった場合は一	
	回とする	

上記「一人当たり」の金額は、源泉所得税等所定の税金を控除した後の金額とする。 その他、執筆、講演等を役員等が行った場合は、上記金額と同様に計算・支給する。

(費用)

第4条 当財団は、役員、評議員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求の あった日から遅滞なく支払うものとする。旅費交通費は、実費相当額を支払う。

(公表)

第5条 当財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第 1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経た上で行う。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は理事長が別に定める。

(附則)

本規程は平成29年6月26日より実施する。